

# 箕面市「新放課後モデル事業」【基本仕様】

## 1 業務名

「新放課後モデル事業」運営業務

## 2 業務目的

箕面市立小学校の教室等を利用して、平日の放課後、土曜日及び長期休業日において、児童に学び・体験・交流・遊び・生活の場を提供し、児童の豊かな心の醸成を図り、健やかな育成に寄与する。

## 3 履行期間

平成26年4月1日から平成28年3月31日までの2年間

## 4 実施場所

	名称	所在地
①	箕面市立豊川北小学校	箕面市栗生間谷西4丁目3番1号
②	箕面市立中小学校	箕面市稲1丁目15番8号

## 5 業務概要

### (1) 業務の種類

- ①「学童保育」保護者が就労等の理由により昼間家庭にいない児童に、学童保育室を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。(利用、延長利用、減免等の許可審査及び利用料徴収の事務は教育委員会が行う)

{利用定数あり(豊川北小及び中小ともに80人)、保育料5,700円/月、延長保育250円/日}

- ②「遊び場開放」学校に既設のプレイルーム、グラウンド及び体育館を児童に開放し、安心安全な自由遊びの場を提供する。

(自由参加、申込み不要、利用料無料)

- ③「スタディールーム」宿題に取り組む児童のために、自学自習ができる、静かな勉強部屋を提供する。

(自由参加、申込み不要、利用料無料)

- ④「活動プログラム」学習、運動、体験の3分野からなり、児童の学力・体力の向上及び様々な分野への興味関心を広げることに寄与するプログラムを提供する。

(事前申込み必要、定員あり、利用料無料(※1))

(※1) 料理や工作等、原材料が必要なプログラムについては、その実費を利用者負担とすることは可。

## (2) 全ての業務に共通する事項

1	業務の遂行に当たっては、労働基準法、個人情報保護法等関係法令を遵守し、目的に沿った運営を行うこと。
2	効率的かつ効果的な運営に努めること。
3	学校と綿密に、報告・連絡・相談・調整を行うこと。
4	地域団体等と連携し、地域のかたと児童の交流の促進を図ること。
5	事業検証に必要なデータや実践事例等について、適宜、教育委員会に情報提供を行うこと。
6	利用児童の安全管理を徹底すること。
7	万が一の事故、児童の怪我、急病等が発生した場合は、適切な初期対応を実施の上、遅滞なく学校及び教育委員会に報告すること。
8	児童の健康状態の把握に努めること。体調がすぐれない様子の児童には、検温を行うなどの対応を行い、安静を保つこと。必要に応じて保護者へ連絡すること。
9	支援が必要な児童の受け入れを行うこと。支援が必要な児童の特性については、予め保護者・学校関係者と情報を共有すること。受け入れに際しては、保護者・学校関係者と事前に打合せを行うこと。また、指導員に対して必要な研修を行うこと。
10	全ての指導員に対し、防災、避難、救命救急、不審者対策、感染症対策等の児童集団の管理に必要な訓練を行い、緊急時に適切な対応を行えるようにすること。
11	業務遂行上の偶然な事故や物損等に備え、必要な補償を備える保険に加入すること。
12	メール、Web サイト、紙媒体等により、保護者・児童に対し定期的な情報発信を行うこと。
13	利用者関係者が参加する「運営会議」を主催し、地域と一体となった取組を推進すること。
14	保護者説明会等を主催し、利用者関係者の意見要望等を共有し、事業の管理・運営の参考とすること。
15	利用者関係者からの相談、問合せ、苦情に適切に対応し、遅滞なく学校及び教育委員会に報告すること。なお、各校に携帯電話を配備し、問合せ先としたうえでコーディネーター等が所持すること。
16	行政機関、議員等からの視察、見学、参観等の受入を行うこと。
17	予算・決算書を作成し、市に報告すること。 (収支については学童保育分と学童保育以外の事業分に区分すること。)
18	備品類について、適切な維持管理を行うこと。また、簡易な修繕を実施すること。

## (3) 業務内容

次の内容を基本とする。また、実施に際しては、学校長が定めた教室等において実施し、それ以外の学校施設は使用しないこと。

①学童保育	
開室日と開室時間	平日 : 放課後(※2)から17:00 土曜日及び学校休業日の平日 : 8:00から17:00 (※2)1年生の1学期においては給食開始(H25年度は4/24)までの間、授業終了時間が段階的に変更となる。
※延長保育	月曜から金曜の学童保育開室日 : 17:00から19:00
業務内容	<p>児童福祉法、箕面市学童保育に関する条例及び同施行規則に定めるもののほか以下の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 遊びの提供及び生活の個別指導並びに集団指導を行うこと。</li> <li>2) 保護者よりおやつ代を徴収し、おやつを提供すること。提供するおやつは、賞味期限を守り、子どもがのどにつめやすいものは避けること。(おやつ代1,500円/月)</li> <li>3) 連絡帳の活用や送迎時の声かけ等により、児童の様子に関し、保護者と情報共有を図ること。</li> <li>4) 支援を必要とする児童の受け入れを行うこと。支援の内容は、対象児童の食事・トイレ・移動等の生活面の補助及び児童間交流の補助とする。また、支援を必要とする児童の保護者との定期的な面談の機会を設けること。</li> <li>5) 連絡帳にて出欠、登降室時間、お迎えの有無の確認を行うこと。無断欠席の場合は、保護者に問い合わせること。</li> <li>6) 関係書類の配布及び受付を行うこと。利用、延長利用、減免申請に係る書類は、受付後、速やかに教育委員会に提出すること。</li> <li>7) 業務日誌を作成すること。日誌には、児童の出席状況、1日の業務内容、児童の様子、職員の出勤状況、事故等の特記事項を記入すること。</li> <li>8) 業務中に生じたトラブルにおいて利用者からの苦情が発生した場合は、本市の「保健福祉サービスにおける苦情解決制度」を利用するため、教育委員会にすみやかに報告すること。</li> <li>9) グラウンドの開放に合わせ、指導員は、グラウンドの安全見守りを実施すること。</li> <li>10) その他、学童保育業務を実施する上での必要な業務。</li> </ol>
対象児童	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 小学1年生から3年生までの児童で、保護者の就労等により、昼間に保護者の監護が受けられない児童。</li> <li>2) 小学1年生から6年生までの心身に障害を有する児童。</li> <li>3) その他、市長が特に必要と認める児童。</li> </ol>
その他	学童保育は、生活の場であることから、指導員は早期に、全ての児童の特性を把握し、密な信頼関係を構築する手だてを講じること。

②遊び場開放（プレイルーム・グラウンド・体育館）	
実施日と実施時間	<p>【プレイルーム】</p> <p>給食のある平日： 放課後から 17:00（※3）</p> <p>学校休業中の平日： 8:30 から 17:00（※3）</p> <p>【グラウンド】</p> <p>給食のある平日： 放課後から 17:00（※3）</p> <p>【体育館】</p> <p>給食のある平日： 週1回、放課後から 17:00（※3）</p> <p>（※3）冬季期間（11/1～1/31）は、16:30 までとする。</p>
業務内容	<p>1) プレイルーム、グラウンド、体育館を児童に開放すること。</p> <p>2) 自由遊びの環境を維持管理すること。</p> <p>3) 安全指導を実施すること。</p> <p>4) 定時に利用児童数をカウントすること。</p>
対象児童	実施校に在籍する小学1年生から小学6年生までの全児童
利用申し込み	不要
定員	なし。ただし、利用状況に応じ、安全管理上の入室制限等の対応を行うことはできる。
その他	<p>1) 両校ともにプレイルームは既設されている。</p> <p>2) グラウンドの安全見守り指導員は、学童保育指導員が兼ねることができる。</p>

③スタディールーム	
実施日と実施時間	<p>給食のある平日： 放課後から 17:00（※3）</p> <p>（※3）冬季期間（11/1～1/31）は、16:30 までとする。</p>
業務内容	<p>1) スタディールームを児童に開放すること。</p> <p>2) 自学自習の学習環境を維持管理すること。</p> <p>3) 質問のある児童に対して、適切な助言等を行うこと。また、必要な学習支援を行うこと。</p> <p>4) 安全指導を実施すること。</p> <p>5) 定時に利用児童数をカウントすること。</p>
対象児童	実施校に在籍する小学1年生から小学6年生までの全児童
利用申し込み	不要
定員	なし。ただし、利用状況に応じ、安全管理上の入室制限等の対応を行うことはできる。
その他	両校ともにスタディールームは既設されている。

④活動プログラム	
実施日と実施時間	1) 給食のある平日、土曜日及び学校休業日の平日において実施 2) 年間150回以上実施 3) 1プログラム45分間とする。
業務内容	1) 学校の指導・助言のもと企画立案を行うこと。 2) 安全指導を実施すること。 3) 学習プログラムとして児童の学力、運動プログラムとして児童の体力の向上に寄与するプログラムを実施すること。 4) 体験プログラムとして、児童が様々な分野に興味や関心を広げ、豊かな心の醸成に寄与するプログラムを実施すること。 5) 支援を必要とする児童の参加がある場合は、指導員を加配することにより、安全見守りを実施すること。 6) プログラムの予定については、利用者に対し、事前に十分な周知期間を設けること。その際、Web 媒体等も活用し、利用者が参加申込みを判断するに十分な情報の提供に努めること。
対象児童	実施校に在籍する小学1年生から小学6年生までの全児童
利用申し込み	要
定員	1プログラムあたり30人程度とするが、実施場所、実施内容等により、適切な定員数を設定できるものとする。
その他	1) 活動プログラムの一部に、地域のかたと連携した「地域プログラム」を取り入れるなど、地域と児童の交流を目的とした取組を実施すること。 2) 上記実施内容及び回数、定員については学校行事他の状況により変更も可とする。

## 6 学校休業日等

- (1) 長期休業日は箕面市立学校管理運営規則に定めるとおり。  
夏季休業日 7/21～8/31、冬季休業日 12/25～翌年 1/7、春季休業日 3/25～4/7
- (2) 学校給食の提供は、概ね、始業日の翌日（4月のみ翌々日）から開始し、終業（修了）日の前日までとなる。
- (3) 学校行事等により、実施日を変更する必要がある場合は、学校長と協議すること。
- (4) 新放課後モデル事業を実施しない日
  - I 日曜日
  - II 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
  - III 12月29日から翌年1月3日までの日
  - IV その他、教育長が指定する日

## 7 任意の提案について

児童の健全育成上必要な事業を任意で提案し行うことができる。

なお、任意の提案については、事業者が別途必要な費用を独自に徴収できるものとするが、実施については学校と協議の上、行うこと。

## 8 指導員について

### (1) 指導員体制

名称	配置人数
統括責任者 (コーディネーター)	各校に1名
指導員	1) 学童については、児童40名まで2名、児童41名以上は1名を追加する。 2) プレイルーム、体育館、スタディールームについては、安全見守り指導員を各居場所につき1名以上配置。 ※グラウンドの安全見守り指導員は、学童保育指導員が兼ねることができる。 3) 活動プログラムについては、児童概ね30名につき1名以上配置。 ※支援を必要とする児童が参加する場合は、児童の状況に応じ安全見守り指導員を加配すること。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指導員名簿を教育委員会に提出すること。</li> <li>・ 名簿には、氏名、性別、年齢、資格の内容がわかるものとする</li> <li>・ 指導員に変更がある場合は速やかにその旨を教育委員会に報告すること。</li> </ul>	

### (2) 指導員の職務内容について

名称	職務内容
統括責任者 (コーディネーター)	1) 事業運営の企画立案、全体統括 2) 窓口業務（問い合わせ、相談、連絡事項等） 3) 事業運営に関する学校、地域団体等との連携業務 4) 指導員の指導・育成 5) その他、業務遂行上必要な事項
指導員	1) 統括責任者（コーディネーター）の業務補助 2) 学童保育室の運営 3) 自由遊び、宿題の支援、安全管理 4) 学習、運動、体験プログラムの実施 5) 学校休業日における登下校時の校門での安全管理 6) その他、業務遂行上必要な事項

### (3) 指導員の資格について

この業務に従事する者は、本事業の趣旨を正しく理解し、なおかつ情熱を有する健康な者とする。必要な資格については以下の通りとする。

名称	資格内容
統括責任者 (コーディネーター)	次の(ア)から(エ)までのいずれかの要件を満たす者 (ア) 教員経験を2年以上有する者 (イ) 保育士経験を2年以上有する者 (ウ) 学童保育指導員経験を2年以上有する者 (エ) 児童集団への学習指導経験又はスポーツ指導経験を2年以上有する者
指導員	次の(ア)から(オ)までのいずれかの要件を満たす者 (ア) 教員資格を有する者 (イ) 保育士資格を有する者 (ウ) 学童保育指導員としての経験を有する者 (エ) 児童集団への学習指導経験を有する者 (オ) 児童集団へのスポーツ指導経験を有する者 ※ただし、学童保育に従事する指導員は(ア)から(ウ)のいずれかの要件を満たす者を半数以上確保すること。

#### (4) 指導員に対する研修について

指導員が次に掲げる知識を修得し、又は向上させることを目的とする研修を実施しなければならない。研修実施にあたっては実施計画を策定し、研修終了後は報告書を教育委員会に提出しなければならない。

- 1) 事業の趣旨・目的、業務内容及び服務規律について
- 2) 子どもに対する接し方、種々の遊びについて
- 3) 障害児の理解と対応について
- 4) 家庭、地域、学校との調整、連携について
- 5) 衛生管理上必要な内容等について
- 6) 人権及びその他業務遂行上必要な内容等について

## 9 費用分担及び業務分担について

事業の運営に係る経費は、市からの委託料で賄うものとする。

### (1) 市と受託事業者の主な経費分担について

項目	内容	負担	
		箕面市	受託事業者
人件費	給与、法定福利費、交通費等		○
事務費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費(※4)		○
	電気代、水道代	○	
事業費	保険料、備品費、修繕費(※5)、報償費、定期清掃費		○

(※4) 利用者への情報発信用ホームページ、関係者との連絡用Eメール及び問合せ用携帯電話等のコミュニケーションツールを用意すること。

(※5) 事業の安全な管理運営のため、教室内の施設や備品の軽微な修繕を行い、修繕料を負担すること。

- (2) 各学校に、事務室（コーディネーター室）を既設しており、受託事業者は無料で利用することができる。
- (3) 市からの委託料の支払は、年4回に分割する。

## 10 事業の再委託について

事業の再委託については次に定めるものにつき可能とする。

- 1) 登下校時の校門における安全管理業務
- 2) 地域のかた、地域団体が実施する活動プログラム等
- 3) カーペット、エアコン等の清掃業務
- 4) その他教育委員会と協議の上、定めたもの

## 11 事業の引継ぎについて

- (1) 契約締結後、速やかに両校にコーディネーター及び中心的な役割を担う指導員等を配属し、平成26年3月末までの間、前任事業者との合同運営を実施し、実務的な引継ぎを行うこと。
- (2) 契約終了時においては次期事業者との引継ぎを十分に実施すること。
- (3) 事業者の交代に伴う、利用者関係者の不安、心配、混乱を、最小限に防ぐことに留意し、その対策を講じること。
- (4) 引継ぎに係る費用は受託事業者が負担する。

## 12 警報・学級閉鎖等の対応について

- (1) 暴風警報、特別警報発令時（大雨・洪水警報時は通常実施とする）

実施日	発令時刻	対応内容
月曜から金曜日	午前7時現在	児童は自宅待機
	午前9時までに解除	児童は登校するので、通常実施
	午前9時以降に解除	学校が休校となるので、休止
	児童登校後の警報発令	状況に応じ、学童保育以外の活動は中止も可 学童保育は実施（※6）
学校休業日	午前8時までに警報解除	通常実施
	午前8時以降に解除	休止
	児童登校後の警報発令	状況に応じ、学童保育以外の活動は中止も可 学童保育は実施（※6）

（※6）天候に応じて保護者にお迎えを要請する。

- (2) 学級・学年閉鎖時の学童保育について
  - ① 閉鎖決定日…通常実施
  - ② 閉鎖期間中…午前8時より開始

### 1 3 守秘義務について

業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。委託の期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

### 1 4 個人情報について

- (1) 個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の漏洩防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- (2) 業務上知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。委託の期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

### 1 5 情報公開の取り扱いについて

「箕面市情報公開条例」の制定主旨を踏まえ、情報の開示に努めること。

### 1 6 暴力団等の排除について

- (1) 入札参加除外者を再委託先とすることの禁止
  - ① 受託事業者は、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受託事業者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
  - ② これらの事実が確認された場合、本市は受託事業者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。
- (2) 再委託契約等の締結について  
受託事業者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、暴力団排除条項を加えることとする。
- (3) 誓約書の提出について
  - ① 受託事業者は、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱別表に規定する暴力団関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合はこの限りではない。
  - ② 受託事業者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱別表に規定する暴力団関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
  - ③ 受託事業者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。
- (4) 不当介入に対する措置
  - ① 受託事業者は、この契約の履行にあたり、暴力団関係者から、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届出なければならない。
  - ② 受託事業者は、再委託先等が暴力団関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しな

ければならない。

- ③本市は、受託事業者が本市に対し、①及び②に定める報告をしなかったときは、箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外を行うことができる。
- ④本市は、受託事業者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受託事業者が①に定める報告及び届出又は②に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。

## 17 協議について

この仕様書に定めのない事項については、市及び受託者双方協議して定めるものとする。

## 18 児童の利用実績について(参考)

### (1) 学童保育

- ①：平成 25 年度の利用登録者数実績（12 月～3 月は平成 24 年度の実績）
- ②：支援学級在籍児童数（内数）
- ③：延長保育登録者数（内数）
- ④：延長保育 1 日平均利用数（内数）

#### (ア) 豊川北小学校（定員数 80 人）の利用登録者数

	H25 4 月	H25 5 月	H25 6 月	H25 7 月	H25 8 月	H25 9 月	H25 10 月	H25 11 月	H25 12 月	H24 1 月	H24 2 月	H24 3 月
①	38	31	32	32	33	33	32	32	32	33	32	31
②	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)	(1)	(1)
③	(17)	(18)	(18)	(18)	(18)	(18)	(18)	(18)	(15)	(16)	(15)	(14)
④	(3.5)	(4.7)	(4.3)	(4.4)	(2.3)	(4.3)	(4.2)	(4.5)	(2.8)	(2.8)	(2.2)	(2.4)

#### (イ) 中小学校（定員数 80 人）の利用登録者数

	H25 4 月	H25 5 月	H25 6 月	H25 7 月	H25 8 月	H25 9 月	H25 10 月	H25 11 月	H25 12 月	H24 1 月	H24 2 月	H24 3 月
①	73	71	70	70	70	67	65	63	64	63	62	63
②	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(6)	(8)	(8)	(8)	(8)
③	(27)	(29)	(31)	(31)	(31)	(31)	(31)	(31)	(27)	(28)	(28)	(28)
④	(5.8)	(6.9)	(6.3)	(6.2)	(3.9)	(6.0)	(5.0)	(5.0)	(3.1)	(2.0)	(1.5)	(1.1)

(2) 学童保育以外

・プログラム列下段の参加者数は、支援を必要とする児童の参加平均人数

①豊川北小学校（全児童数 435 人、利用登録者数 327 人、登録率 75.2%）

プログラム(実施プログラム回数)			遊び場開放(実施日数)			スタディ ルーム (102 日)
学習(117)	運動(37)	体験(47)	プレイルーム (133 日)	体育館 (33 日)	運動場 (101 日)	
21.3 人/回	19.0 人/回	22.6 人/回	23.5 人/日	17.8 人/日	30.6 人/日	18.4 人/日
0.9 人/回	0.3 人/回	1.2 人/回				

②中小学校（全児童数 721 人、利用登録者数 463 人、登録率 64.2%）

プログラム(実施プログラム回数)			遊び場開放(実施日数)			スタディ ルーム (111 日)
学習(105)	運動(38)	体験(38)	プレイルーム (138 日)	体育館 (52 日)	運動場 (88 日)	
20.7 人/回	25.0 人/回	24.7 人/回	24.8 人/日	17.0 人/日	61.1 人/日	12.7 人/日
0.3 人/回	0.7 人/回	0.2 人/回				

以上